平成２２年（フ）第１３３０７号
東京都板橋区大谷口１丁目22―２―201
債務者　長谷川　正
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３１９号
東京都大田区新蒲田３丁目18―10
債務者　安住　堅佑
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３２７号
埼玉県久喜市久喜中央４丁目５－３
債務者　松本　丈茂
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３２８号
東京都品川区西五反田５－６―29―203
債務者　川崎さやか
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３２９号
東京都江東区東雲２丁目７－５―2706
債務者　元山　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３３０号
東京都江東区大島８丁目３－４―302
債務者　高野　信宏
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３３８号
埼玉県蕨市塚越３丁目９―12
債務者　大野　正人
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３４２号
東京都練馬区石神井町２丁目11―９―201
債務者　山口　浩司
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３５３号
東京都東久留米市下里４丁目１―17―306
寺口方
債務者　若本　久子（旧姓柾本）
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３５７号
東京都足立区東和４丁目14―２―205
債務者　長田　壽夫
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３５８号
東京都新宿区上落合３丁目25―５―102
債務者　飯嶋　重藏
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３６２号
神奈川県川崎市川崎区京町１丁目２－２
債務者　工藤　勝彌
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３６３号
千葉県四街道市栗山312―10
債務者　渡邉　久司
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９４号
横浜市神奈川区菅田町867番地４　ビッグヴァン片倉西602号
債務者　平久江　光
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５号
熊本県八代市大福寺町429番地
債務者　塩田　辰美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部